

平成28年労第60号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃から、A所在のB工業の代表者となり、自らも鳶職として作業に従事してきた。

請求人によれば、A所在のC会社が元請として施工するD所在のE体育館耐震補強等工事（以下「本件工事」という。）において、同社の2次下請業者であるA所在のF会社（以下「会社」という。）の作業員として就労していたが、平成〇年〇月〇日、当該体育館の2階ステージの足場を解体する作業に従事していたところ、足場から墜落し負傷したという。

請求人は、同日、G病院に受診し、その後、H病院に転医し「左頬骨骨折、左眼窩骨折、左足打撲傷、背部打撲傷、頭部打撲傷等」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社の作業員として、本件工場の現場に入り、高さ5.4mの足場から墜落したもので、その時、左側頭部、左眼、左肩、腰等を打ちつけた旨述べるとともに、会社からは、作業員同様の扱いを多く受けていたため、実質的に会社の作業員であると周囲からみられていた旨主張しているほか、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）も、本件公開審理において、同旨を述べている。

(2) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条にいう労働者と同義であると解される。

労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えることから、これらの基準に照らし、請求人の労働者性について検討する。

ア 業務遂行上の指揮監督の有無についてみると、以下のとおりである。

(ア) 請求人は、当初、「本件工場の現場での指示は会社から私が説明を受け、自分の労働者に指示する流れでした。」「本件工場の現場の予定に自分も含め、労働者も勝手に入れられていることもあり、労働者には週1日は休ませないといけないと思い、他の労働者の都合が悪いときなどは、全部私が代わりに入って働いていた。」「自社の労働者の休みについては、私から会社に話をして調整する形をとっていた。」旨述べていたところ、その後、「本件工場の現場での指示は、各現場の責任者から各自に直接された。」「翌日の予定などは自分を含め、会社のI氏が全て勝手に決めており、休みが全くない月が多くあった。」「日曜日以外で休みたい場合については、各自が会社の予定表に記載する形がとられており、請求人の兄や妻、私が調整できるものではなかった。」旨述べて、その申述内容が大きく変わっている。

(イ) 一方、会社は、「請求人を雇用していた事実はない。当社の従業員として作業に従事していた事実はない。請求人ないしB工業が当社の下請業者である。B工業の従業員の休みを調整したり、出勤管理をしていた事実はない。現場の指揮監督を行っていたのは請求人である。」旨述べている(丁1)。

(ウ) 請求人の当初の申述内容については、請求人の署名ないし押印はされていないものの、その内容については誤りがないことを認めていることや、上記の会社の申述も併せ鑑みれば、当審査会としては、請求人の当初の申述内容は信憑性が高いものと判断し、これを採用することとする。

(エ) そこで、請求人の当初の申述内容によると、会社からの指示は、一般的かつ包括的な指示にすぎず、たとえ作業場所や作業時間が指定されていたとしても、建設工事現場における作業という性質上やむを得ないものであって、発注者としての域を超えた作業指示であったものとは認め難い。一方、会社の指示を受けた請求人は、B工業の代表として、配下の労働者に対して、現場における具体的かつ個別的な指示を行っていたものと判断されるから、請求人は、会社からの具体的な作業に係る指揮監督を受けて就労していたものとは認められない。

イ 報酬の労務対償性の有無についてみると、以下のとおりである。

(ア) B工業が会社に対してした経費の請求書によれば、請求人を含め、作業員の報酬は一律1人1日当たり〇円として算定されており、就労日数に応じて支給されているようにもうかがえる。しかしながら、B工業はこれら

の金額に消費税を加算して会社に請求しており、また、請求人の当初の申述内容や請求代理人の本件公開審理における申述によると、B工業では、請求人には〇円、請求人の兄であるJには〇円、Kには〇円がそれぞれ支払われていたことが認められ、作業員1人1日当たり〇円として一括して会社に請求し、会社から受領した人件費を、B工業内において、各自の立場のほか力量や働きに応じて各作業員に再配分していたものと判断される。

(イ) そうすると、上記請求書は、人件費を作業員1人1日当たり〇円として積算し、車両費などの経費と共に、消費税を加算の上、作業に要した経費として毎月会社に請求したものにすぎず、また、一件記録をみても、請求人及びB工業の各作業員と会社との間で、1日当たりの報酬を〇円とする個別の合意がされていたことを裏付ける資料も見当たらない。しかも、会社は、これらB工業からの経費の請求どおり、消費税を加えた額をB工業の代表である請求人名義の口座に全額振り込んでいる。これらの諸点に照らすと、上記請求書に記載された作業員の報酬は、各自の労働に対する対価ではなく、作業の遂行又は仕事の完成に対する対価としてB工業に支払われているとみるのが相当であり、会社から請求人及びB工業の各作業員に対して1日当たり〇円が賃金として直接支払われていたものということはない。

ウ 以上からすると、請求人が会社の指揮命令を受けて業務に従事していたものとはいえず、また、会社から請求人及びB工業の各作業員が直接賃金の支払を受けていたとはいえないことから、請求人は、B工業という商号を使用して会社から作業を請け負っていたものとみるのが相当であって、請求人が労災保険法上の労働者であると認めることはできない。

エ なお、会社作成の本件工事に関する書類のほか、本件工事の現場で使用されていた「作業員名簿」や「現地危険予知活動表」をみると、本件工事の2次下請業者である会社の下には請負業者は存在せず、請求人はあたかも会社の労働者として、作業に従事しているかのように記載されている。さらに、請求人は、意見書において、会社のヘルメットを着用させられたり、会社の作業員と一緒に健康診断を受けたり、会社名義の携帯電話を支給されていたなどと述べて、会社の作業員同様の扱いを受けていた旨主張している。

この点、建設工事の現場においては、重層下請構造の下で作業が行われる

場合が多く、同一の場所で異なる事業者の労働者が混在して作業を行うこととなるところ、会社が、形式上3次下請ができないこととされていたため、現場で現実に作業する者の氏名を便宜的にまとめて関係書類に記載し、発注者や元請業者に提出したものにすぎず、また、安全管理や健康管理の面でB工業の作業員の便宜を図るために自らの労働者に準じた取扱いをしていたものとみるのが相当であり、会社が作成した本件工事の関係書類の記載や請求人の主張するような処遇が認められるからといって、直ちに請求人を会社の労働者とみることはできない。

(3) 請求人及び請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

(4) 以上からすると、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないから、請求人の本件傷病は同法による保険給付の対象とすることはできない。

なお、請求人は、会社のほか元請業者や関係請負人は会社法の規定に基づき、請求人に対し損害賠償責任を負うべきものである旨主張しているが、当審査会は、労働者災害補償保険の給付に関し、労働基準監督署長がした原処分 of 適否を審査する機関であること及び請求人の上記主張は原処分の取消事由となるものでもないことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。